

## 宇都宮市マイホーム取得支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市の交付するマイホーム取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、市の拠点区域において自己の居住する住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において、その取得に要する費用の一部を補助することにより、拠点の形成及び定住人口の増加の促進並びに少子高齢化への対応を図り、もってNCCの形成に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第81条第2項第2号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (2) 都市機能誘導区域 法第81条第2項第3号の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (3) 高次都市機能誘導区域 高次都市機能誘導区域として市の立地適正化計画に設定する区域をいう。
- (4) 地区計画区域 市街化調整区域に存する地区計画区域のうち、次に掲げるものをいう。
  - ア 地域拠点（法第81条第1項の規定に基づき市の立地適正化計画に設定する区域をいう。）で適用する区域
  - イ 地域拠点に含まれる8校を除く19校の小学校の周辺で適用する区域
- (5) 取得 住宅（人の居住の用に供する建物であって、業務の用に供する部分がないものをいう。以下同じ。）について所有権の保存又は移転の登記を完了することをいう。
- (6) 住宅取得日 注文住宅にあつては、不動産登記事項証明書の表題部（主である建物の表示）の原因及びその日付欄の新築年月日をいい、分譲マンション、建売住宅及び中古住宅にあつては、建物の所有権の保存又は移転の登記に関する登記原因の日をいう。
- (7) 持家 自ら居住するため取得した住宅であつて、貸し出したものでないものをいう。
- (8) 所得 市区町村から交付される所得を証明する証明書に記載された所得の額をいう。
- (9) 借入金 住宅を新築し、又は購入することを目的とした銀行、信用金庫、信用組合その他の金融機関又は独立行政法人住宅金融支援機構からの借入金をいう。
- (10) 市外転入者 次に掲げる者をいう。

ア 直近の転入日（市に住民登録した日をいう。以下同じ。）からさかのぼり2年以上市外に在住し、かつ、当該転入日から1年未満に住宅を取得した者

イ 住宅を取得した者の世帯に属するものが、直近の転入日からさかのぼり2年以上市外に在住し、かつ、補助金の申請の日（以下「申請日」という。）において当該転入日から1年未満であるもの

(11) 市内転居者 前号ア及びイに該当しない者をいう。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 所在地の全部又は一部が高次都市機能誘導区域、都市機能誘導区域、居住誘導区域又は地区計画区域（以下これらを「補助対象区域」という。）のいずれかに含まれていること。

(2) 延床面積が25平方メートル以上であること。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

(1) 補助対象住宅を取得した者であること。

(2) 世帯に属する者のいずれもが、補助対象住宅の所在地に住民登録していること。

(3) 世帯に属する者のいずれもが、住宅取得日からさかのぼり1年以内に、補助対象区域内の持家に居住していないこと。

(4) 世帯に属する者のいずれもが、申請日において、市内に持家としての住宅を取得していないこと。

(5) 世帯に属する者のすべての前年（1月から6月までの申請にあつては前々年）の所得の額の合計が1,280万円（世帯に属する者が2人以上の場合には、世帯に属する者の数から1を控除して得た数に38万円を乗じた額を1,280万円に加えて得た額）以下であること。

(6) 補助対象住宅の取得のため、返済期間が10年（120月）以上の借入金を有していること。

(7) 世帯に属する者のいずれもが、市税の滞納がないこと。

(8) 世帯に属する者のいずれもが、宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する密接関係者でないこと。

(9) 自治会に加入していること。

(10) 補助対象住宅を取得した者のいずれもが、過去にこの要綱又は廃止前の住宅取得支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(11) 世帯に属する者のいずれもが、補助対象住宅の取得に関し、この要綱又は別に定める他の制度による補助金等の交付を同時に受けていないこと。

(補助金の額の算出)

第6条 補助金の額は、世帯に属する者のいずれかが市外転入者である場合又は世帯に属する者のいずれもが市内転居者である場合に依り、別表第1に掲げる項目のうち該当するものに係る補助金の額を合計した額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅取得日から6か月以内に、補助金交付申請書兼請求書及び別表第2に掲げる書類又はこれらの写しを市長に提出しなければならない。ただし、市長が公簿等により必要な情報を確認できる場合には、該当するものの提出を省略することができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付の決定の日から5年以内に補助対象住宅を売買等により譲渡しないこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) その他必要と認めるもの

3 前項第1号ただし書きのやむを得ない事情が生じたときは、当該申請者は、異動事項届出書又はその写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 補助金の確定額が前条の交付決定額と相違ない場合には、補助金交付決定通知書を補助金確定通知書とみなす。

(交付の請求)

第10条 第8条の交付の決定を受けた者は、第7条に規定する補助金交付申請書兼請求書又はその写しの提出をもって交付決定日において補助金の請求を行ったものとする。

2 市長は、前項の請求を行った者に対し、補助金を交付するものとする。

(様式)

第11条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成30年4月1日告示第155号）

平成30年4月1日から適用する。

改正文（平成31年4月1日告示第122号）

平成31年4月1日から適用する。

改正文（令和3年4月1日告示第136号）

令和3年4月1日から適用する。

改正文

令和4年4月1日から適用する。

改正文

令和5年4月1日から適用する。

改正文（令和6年3月19日告示第77号）

令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

区分	項目	世帯に属する者のいずれかが市外転入者である場合の補助金の額	世帯に属する者のいずれかが市内転居者である場合の補助金の額
基本項目	補助対象住宅の取得	20万円	10万円
加算項目1	高次都市機能誘導区域内の住宅の取得	15万円を加算	15万円を加算
	東京圏からの転入	15万円を加算	
	築20年以上の住宅の取得	15万円を加算	15万円を加算
加算項目2	(1) 中古住宅の取得	1項目につき5万円を加算（上限20万円。ただし、単身女性の場合には、1項目以上該当で20万円を加算）	1項目につき5万円を加算（上限10万円。ただし、単身女性の場合には、1項目以上該当で10万円を加算）
	(2) 長期優良住宅の取得		
	(3) 二世帯住宅の取得		
	(4) 誘導居住面積水準を満たす住宅の取得		
	(5) 多世代同居又は近居		
	(6) 市内勤務		
	(7) 二地域居住		

	(8) 地域活力向上対象地域居住		
	(9) テレワーク勤務		
	高校3年生相当までの子の同居	高校3年生相当までの子 1人につき5万円を加算 (上限なし)	高校3年生相当までの子 1人につき5万円を加算 (上限なし)

備考

- 1 東京圏 東京都，神奈川県，埼玉県又は千葉県をいう。
- 2 中古住宅 新築の日から起算して1年を経過した住宅又は申請者以外のものの所有権保存の登記のある住宅をいう。
- 3 長期優良住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）に基づき長期優良住宅の認定を受けた住宅をいう。
- 4 二世帯住宅 各世帯が壁や建具により遮断され他方の世帯と分離独立していること，各世帯が自己の専用部分だけで生活できるよう専用の台所，風呂，便所等が備わり利用上独立していること及び区分所有を行わないことのいずれも満たす住宅をいう。
- 5 誘導居住面積水準 住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）で定める一般型誘導居住面積水準をいう。
- 6 多世代同居 世帯に属する者のいずれかの直系尊属又は直系卑属が，3世代以上で補助対象住宅に居住することをいう。
- 7 近居 世帯に属する者のいずれかの直系尊属又は直系卑属が，同一又は隣接の小学校区内に別に居住していることをいう。
- 8 市内勤務 世帯に属する者のいずれかが，労働者，法人の役員又は個人事業者であって，市内で勤務するもの（労働者の場合には，予定を含む。）をいう。
- 9 二地域居住 世帯に属する者のいずれかが，市外に自己の居住の用に供する住宅を所有し，又は賃貸借契約により借り受けていることをいう。
- 10 地域活力向上対象地域 富屋小学校，平石中央小学校，篠井小学校，城山西小学校，国本西小学校区，清原北小学校又は上河内東小学校の通学区域内であり，かつ，地区計画区域内の地域をいう。
- 11 テレワーク勤務 世帯に属する者のいずれかが，市外の事業所に勤務する労働者，法人の役員又は個人事業者であって，情報通信機器を利用して在宅勤務することができる勤務形態であることをいう。

12 高校3年生相当までの子 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子をいう。

別表第2（第7条関係）

添付書類の種類		備考
1	補助対象住宅に係る建物の履歴事項全部証明書 又は現在事項証明書	
2	補助対象住宅の取得に係る当初借入金額、返済期間、契約日及び契約者名を確認できる契約書、返済予定表、残高証明書等の書類	
3	補助対象住宅の取得に係る金額、契約日、契約者名を確認できる工事請負契約書又は売買契約書	
4	世帯に属する者のすべての住民票の写し	市が行う個人情報の調査に同意する場合には不要
5	世帯に属する者のすべての所得を証明する市区町村が発行する課税証明書、所得証明書等の書類	市が行う個人情報の調査に同意する場合には不要（市外に関するものは同意に関わらず必要）
6	世帯に属する者のすべての市税完納証明書	第5項の書類により非課税又は無所得であることを確認できる場合又は市が行う個人情報の調査に同意する場合には不要
7	自治会に加入していることを確認できる次のいずれかの書類  (1) 別に定める自治会加入証明書に自治会長の押印をしたもの  (2) 自治会費の領収書	
8	長期優良住宅認定通知書	長期優良住宅の加算項目を申請する場合には限る。
9	住宅の平面図	二世帯住宅の加算項目を申請する場合には限る。
10	多世代同居の者が世帯に属する者のいずれかの直系尊属又は直系卑属であることを確認できる	(1) 多世代同居の加算項目を申請する場合には限る。

	戸籍証明書及び当該多世代同居の者の住民票の写し	(2) 住民票の写しについては市が行う個人情報調査に同意する場合には不要 (3) 戸籍全部事項証明書については同居世帯が同一の世帯である場合には不要
	近居の者が世帯に属する者のいずれかの直系尊属又は直系尊属であることを確認できる戸籍証明書及び当該近居の者の住民票の写し	(1) 近居の加算項目を申請する場合に限る。 (2) 住民票の写しについては市が行う個人情報調査に同意する場合には不要
1 1	市内の事業所に勤務していることを確認できる次のいずれかの書類 (1) 別に定める市内勤務証明書又は市内勤務予定証明書に事業所の責任者が押印したもの (2) 直近の確定申告書又は開業届 (3) (1)及び(2)に掲げる書類に類するもの	市内勤務の加算項目を申請する場合に限る。
1 2	母子手帳	(1) 高校3年生相当までの子の同居の加算を申請する場合で胎児がいるときに限る。 (2) 発行年月日及び経過を確認できるページに限る。
1 3	市外に自己の居住の用に供する住宅を所有し、又は賃貸借契約により借り受けていることを確認できる次のいずれかの書類 (1) 所有については、履歴事項全部証明書又は現在事項証明書 (2) 借受については、賃貸借契約書及び直近の家賃の支払いを確認できる書類	二地域居住の加算項目を申請する場合に限る。
1 4	別に定めるテレワーク勤務証明書に市外の事業所の責任者が押印したもの	テレワーク勤務の加算項目を申請する場合に限る。
1 5	その他市長が必要と認める書類	

注 この表に掲げる証明書については、いずれも発行、証明等の日から3月以内のものに限る。